

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>農業が、持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業水利施設を、中長期的な視点に立ち、<u>地域の関係者が連携して</u>適切に保全管理していくことが重要である。また、近年、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった自然的・社会的状況の変化が顕著となっていることから、国土強靱化、グリーン化、デジタル化といった現下の政策課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが喫緊の課題となっている。</p> <p>このような実情に鑑み、土地改良区等（土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。以下同じ。）による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>農業が、持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、良好な営農条件を備えた農地及び農業水利施設を、中長期的な視点に立ち、適切に保全管理していくことが重要である。また、近年、自然災害の激甚化・頻発化、気候変動、農業者の減少の加速といった自然的・社会的状況の変化が顕著となっていることから、国土強靱化、グリーン化、デジタル化といった現下の政策課題に対応した土地改良施設の整備を推進することが喫緊の課題となっている。</p> <p>このような実情に鑑み、土地改良区等（土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。以下同じ。）による施設の補修・整備のための資金を造成し、この資金を利用して次に掲げる事業を実施し、高い意識の下での土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>財政融資資金も活用した</u>、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を行う事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）</p>

## 第2 事業の内容等

### 1 整備補修事業は、次のとおり分類する。

#### (1) 一般型

全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等（認可地縁団体及び一般社団法人を除く。）が、土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行うものとする。

#### (2) 連携管理保全型

適正化資金及び全国連合会が借り入れて管理運営する財政融資資金からの交付金をその事業費の全部として、土地改良区及び土地改良区連合が、地域の関係者と連携して地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョン（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。）に位置付ける土地改良施設の定期的な整備補修を行うものとする。

### 2～5 （略）

### 6 本事業実施のための連合会拠出金を拠出することができる地方連合会は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以

## 第2 事業の内容等

### 1 整備補修事業は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が、土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行うものとする。

（新設）

（新設）

### 2～5 （略）

### 6 連合会拠出金を拠出することができる地方連合会は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「体制強化事業実施要

下「機能強化支援事業実施要綱」という。）第5の1の(2)の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施している地方連合会とする。ただし、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた地方連合会にあってはこの限りではない。

7 整備補修事業及び防災減災機能等強化学業の対象とする土地改良施設は、管理指導事業の実施により整備補修及び施設整備が必要と判断された農業水利施設（6のただし書により地方農政局長等の認定を受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによる。）とし、その事業内容は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

### 第3 財政融資資金の借入れ手続

1 全国連合会は、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化学業を実施するときは、当該事業を実施する年度の前年度の2月末日までに翌年度の事業計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第111条の20第1項第2号に定める事業計画をいう。以下同じ。）を農村振興局長に提出しなければならない。

2 （略）

3 農村振興局長は、財務省理財局長から2の規定による照会に対する意見があった場合は、全国連合会に対し、当該意見を通知するとともに、当該意見を適切に事業計画に反映するよう助

綱」という。）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施している地方連合会とする。ただし、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けた地方連合会にあってはこの限りではない。

7 整備補修事業及び防災減災機能等強化学業の対象とする土地改良施設は、管理指導事業（前項のただし書により地方農政局長等の認定を受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによる。）の対象となっている農業水利施設とし、その事業内容は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

### 第3 財政融資資金の借入れ手続

1 全国連合会は、防災減災機能等強化学業を実施するときは、当該事業を実施する年度の前年度の2月末日までに翌年度の事業計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第111条の20第1項第2号に定める事業計画をいう。以下同じ。）を農村振興局長に提出しなければならない。

2 （略）

3 農村振興局長は、財務省理財局長から前項の規定による照会に対する意見があった場合は、全国連合会に対し、当該意見を通知するとともに、当該意見を適切に事業計画に反映するよう助

言することとし、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る農村振興局長、財務省理財局長及び全国連合会との間の手続は、当該反映の後に行うこととする。

#### 第4 適正化資金の造成のための拠出

1 地方連合会は、全国連合会長が定める適正化資金拠出約款の定めるところにより、適正化資金の造成に充てるための連合会拠出金として、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業の実施を希望する土地改良区等（以下「適正化資金拠出者」という。）の改良区等拠出金と当該地方連合会の拠出に対する都道府県からの補助金を合わせた額を、毎年度、全国連合会に拠出するものとする。ただし、整備補修事業（一般型）の実施を希望する適正化資金拠出者が、予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設の整備補修であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するもの（以下「緊急整備補修」という。）を実施する場合にあっては、地方連合会は、当該緊急整備補修に要する経費に充てるための連合会拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、全国連合会に拠出するものとする。

2 （略）

3 適正化資金拠出者が2の規定により地方連合会に改良区等拠出金を拠出する場合には、その額について、あらかじめ関係都道府県知事の承認を得なければならない。

4 防災減災機能等強化事業において、認可地縁団体又は一般社団法人が適正化資金拠出者になる場合には、改良区等拠出金の拠出の確実性を担保するため、3の規定による関係都道府県知

助言することとし、防災減災機能等強化事業に係る農村振興局長、財務省理財局長及び全国連合会との間の手続は、当該反映の後に行うこととする。

#### 第4 適正化資金の造成のための拠出

1 地方連合会は、全国連合会長が定める適正化資金拠出約款の定めるところにより、適正化資金の造成に充てるための連合会拠出金として、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業の実施を希望する土地改良区等（以下「適正化資金拠出者」という。）の改良区等拠出金と当該地方連合会の拠出に対する都道府県からの補助金を合わせた額を、毎年度、全国連合会に拠出するものとする。ただし、整備補修事業の実施を希望する適正化資金拠出者が、予測し得ない事故等の発生等の理由により緊急に実施する必要があると認められる施設の整備補修であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するもの（以下「緊急整備補修」という。）を実施する場合にあっては、地方連合会は、当該緊急整備補修に要する経費に充てるための連合会拠出金を、当該緊急整備補修を実施する年度に一括して、全国連合会に拠出するものとする。

2 （略）

3 適正化資金拠出者が前項により地方連合会に改良区等拠出金を拠出する場合には、その額について、あらかじめ関係都道府県知事の承認を得なければならない。

4 防災減災機能等強化事業において、認可地縁団体又は一般社団法人が適正化資金拠出者になる場合には、改良区等拠出金の拠出の確実性を担保するため、前項の規定による関係都道府県

事の承認を得るに当たり、当該団体又は当該法人の積立金残高その他の財務状況を確認できる書類を提出するものとする。

## 第5 交付金の交付

- 1 全国連合会は、適正化資金拠出者が行う整備補修事業（一般型）の実施に要する経費の一部並びに適正化資金拠出者が行う整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の実施に要する経費の全部を交付金として地方連合会に交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業（一般型）交付金、整備補修事業（連携管理保全型）交付金及び防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。
- 2 地方連合会は、1の規定による交付金の交付を受けたときは、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）又は防災減災機能等強化事業を実施する適正化資金拠出者に対し当該交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業（一般型）交付金、整備補修事業（連携管理保全型）交付金及び防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。
- 3 整備補修事業（一般型）に係る2の規定による交付金の額は、適正化資金拠出者ごとに次の（1）又は（2）により算定して得た額のいずれか低い額を限度とする。
  - （1）当該年度に実施する整備補修事業（一般型）の実施に要する経費の額の10分の9に相当する額
  - （2）略
- 4 整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に係る2の規定による交付金の額は、当該年度に実施する当

知事の承認を得るに当たり、当該団体又は当該法人の積立金残高その他の財務状況を確認できる書類を提出するものとする。

## 第5 交付金の交付

- 1 全国連合会は、適正化資金拠出者が行う整備補修事業の実施に要する経費の一部及び適正化資金拠出者が行う防災減災機能等強化事業の実施に要する経費の全部を交付金として地方連合会に交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業交付金と防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。
- 2 地方連合会は、前項の規定による交付金の交付を受けたときは、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業を実施する適正化資金拠出者に対し当該交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付は、整備補修事業交付金と防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。
- 3 整備補修事業に係る前項の規定による交付金の額は、適正化資金拠出者ごとに次の（1）又は（2）により算定して得た額のいずれか低い額を限度とする。
  - （1）当該年度に実施する整備補修事業の実施に要する経費の額の10分の9に相当する額
  - （2）略
- 4 防災減災機能等強化事業に係る第2項の規定による交付金の額は、当該年度に実施する当該事業の実施に要する経費に相

該事業の実施に要する経費に相当する額とする。

## 第6 交付金申請手続等

1・2 (略)

3 地方連合会は、事業実施者から 1又は2 の規定による交付申請があったときは、適正化資金拠出約款の定めるところにより 機能強化支援事業実施要綱第5の1の(2)のア の管理専門指導員(第2の6のただし書により地方農政局長等の認定を受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによるもの。)に審査させ、地方連合会ごとに全国連合会の定める交付目標額の範囲内で調整の上、全国連合会に第5の1の交付金の交付を申請するものとする。なお、当該申請は、整備補修事業(一般型)交付金、整備補修事業(連携管理保全型)交付金及び防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。

4 全国連合会は、地方連合会から、3 の規定による申請があったときは、これを 第9の1の(2) に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、当該土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会からの答申に基づき交付決定を行ったときは、その旨を地方連合会に通知するものとする。

5 地方連合会は、全国連合会から 4 の規定による通知を受けたときは、関係都道府県知事 と協議の上、事業実施者ごとに交付金の割当てをするものとする。

6・7 (略)

## 第8 拠出金台帳の作成等

当する額とする。

## 第6 交付金申請手続等

1・2 (略)

3 地方連合会は、事業実施者から 前2項 の規定による交付申請があったときは、適正化資金拠出約款の定めるところにより 体制強化事業実施要綱第3の2の(1) の管理専門指導員(第2の6のただし書により地方農政局長等の認定を受けた地方連合会にあっては、農村振興局長が別に定めるところによるもの。)に審査させ、地方連合会ごとに全国連合会の定める交付目標額の範囲内で調整の上、全国連合会に第5の1の交付金の交付を申請するものとする。なお、当該申請は、整備補修事業交付金 と防災減災機能等強化事業交付金に区分して行うものとする。

4 全国連合会は、地方連合会から、前項 の規定による申請があったときは、これを 第9 に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会に諮り、当該土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会からの答申に基づき交付決定を行ったときは、その旨を地方連合会に通知するものとする。

5 地方連合会は、全国連合会から 前項 の規定による通知を受けたときは、関係県知事 と協議の上、事業実施者ごとに交付金の割当てをするものとする。

6・7 (略)

## 第8 拠出金台帳の作成等

- 1 (略)
- 2 全国連合会は、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業に関する会計は、特別会計において経理するとともに、当該特別会計から他会計への繰入れは行わないこととする。
- 3 農村振興局長が別に定めるところにより、全国連合会にあっては地方連合会ごとに拠出金、交付金等の明細を明らかにした台帳を、地方連合会にあっては適正化資金拠出者ごとに拠出金、交付金、交付対象施設、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業の詳細を明らかにした台帳をそれぞれ作成し、書面又は電磁的記録により保管するものとする。

#### 第10 国の助成等

- 1 (略)
- 2 事業実施者は、整備補修事業（一般型）の実施に要する経費からその実施につき交付される交付金の額（緊急整備補修を実施する場合にあっては、当該事業実施者が第4の2の規定により当該緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる改良区等拠出金に相当する額を除く。）を差し引いた額については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）による融資を受けることができるものとする。

#### 第11 報告

- 1 (略)

- 1 (略)
- 2 全国連合会は、防災減災機能等強化事業に関する会計は、特別会計において経理するとともに、当該特別会計から他会計への繰入れは行わないこととする。
- 3 農村振興局長が別に定めるところにより、全国連合会にあっては地方連合会ごとに拠出金、交付金等の明細を明らかにした台帳を、地方連合会にあっては適正化資金拠出者ごとに拠出金、交付金、交付対象施設、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の詳細を明らかにした台帳をそれぞれ作成し、書面又は電磁的記録により保管するものとする。

#### 第10 国の助成等

- 1 (略)
- 2 事業実施者は、整備補修事業の実施に要する経費からその実施につき交付される交付金の額（緊急整備補修を実施する場合にあっては、当該事業実施者が第4の2の規定により当該緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる改良区等拠出金に相当する額を除く。）を差し引いた額については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）による融資を受けることができるものとする。

#### 第11 報告

- 1 (略)

2 都道府県知事は、地方連合会から1の規定による報告があったときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

3・4 (略)

#### 第12 施設改善対策事業

1 土地改良区等は、第2の1の(1)に規定する整備補修事業(一般型)として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行うことができるものとする。

2 1の規定に基づいて行う整備補修事業(一般型)は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備補修を対象とするものとする。

3 1の規定に基づいて行う整備補修事業(一般型)においては、緊急整備補修は実施しないものとする。

#### 第13 安全管理施設整備対策事業

1 土地改良区等は、第2の1の(1)に規定する整備補修事業(一般型)として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、農業水利施設への転落事故の防止を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を行うことができるものとする。

2 都道府県知事は、地方連合会から前項の規定による報告があったときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。

3・4 (略)

#### 第12 施設改善対策事業

1 土地改良区等は、第2の1に規定する整備補修事業として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づいて行う整備補修事業は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備補修を対象とするものとする。

3 第1項の規定に基づいて行う整備補修事業においては、緊急整備補修は実施しないものとする。

#### 第13 安全管理施設整備対策事業

1 土地改良区等は、第2の1に規定する整備補修事業として土地改良施設の定期的な整備補修のほか、農業水利施設への転落事故の防止を図るため、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事の承認を受けた安全管理施設整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を行うことができるものとする。

2 1の規定に基づいて行う整備補修事業（一般型）は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める安全管理施設の整備補修を対象とするものとする。

2 前項の規定に基づいて行う整備補修事業は、第2の7の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める安全管理施設の整備補修を対象とするものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 機能強化支援事業実施要綱による廃止前の土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施した地方連合会については、第2の6に規定する地方連合会とみなす。
- 4 機能強化支援事業実施要綱による廃止前の土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施した土地改良施設については、第2の7に規定する土地改良施設とみなす。
- 5 整備補修事業（連携管理保全型）については、水土里ビジョンが都道府県知事の認可前であっても、関係者（土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は、土地改良法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長）との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる場合であれば実施できるものとする。
- 6 令和7年度における整備補修事業（連携管理保全型）に関する財政融資資金の借入れ手続については、土地改良区施設維持管理適正化事業実施要綱第3の1に定める期限にかかわらず、この要綱の施行後、速やかに行うものとする。